設備・システム・技術名	具体的内容	導入の可能性のある業種・工程
ネットワーク対応型製造設備	稼働状況や製造条件のデータ取得が可能であり、その他の設備とのデータ流通が可能なインターフェースを備えるもの。制御装置を介してその他の設備とネットワークで接続した上で、取得、蓄積された設備に関するデータを活用した制御の実施に有効。	全業種
シミュレーション技術による開発	試作段階において実機を用いずにモデルによるシミュレーション技術を活用し、設計や検証を実施すること。	開発工程

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○特定事業者責任比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第七号）（抄）

改正後	
特定分別基準適合物	特定事業者責任比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九五

改正前	
特定分別基準適合物	特定事業者責任比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九六

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八六
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九一
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九九
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の一〇〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九九

規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八六
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九二
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九九
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の一〇〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九九